

令和5年第9回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 開会 午前 9時21分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 清水 昇 4番 中島伸吉

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

議案第7号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲

的場利夫

三木康行

豊泉 隆

岩田 浩

田中 勲

宇津木保男

齋藤 勲

大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩崎 聡

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主査 長谷川 奈美

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第9回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、清水昇委員、4番、中島伸吉委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号2番及び4番は、8番 中村勝雄委員が、議案第3号5番は、齋藤勲推進委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくこととなります。

それでは、議事に入る前に、先月開催の第7回入間市農業委員会における議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番の議案を保留とし、継続審議とした事案について、事務局より説明を願います。

○事務局

令和5年7月19日開催の、第7回入間市農業委員会における議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番の議案を保留とし、継続審議とした事案について報告いたします。

こちらにつきましては令和5年8月9日付で、農地法第3条の規定による許可申請の「取下願」を受理したことを報告いたします。以上でございます。

○議長

事務局の説明がありましたが、審議保留として継続審議となっていた事案につきましては、「許可申請の取下願」を受理したため、継続審議は終了といたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを、読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたしますが、議案第2号2番の議題は当事者及び譲受人が同一であり、隣接地の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第1号1番及び議案第2号2番を一括議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番、並びに議案第2号2番について、一括してご説明申し上げます。

議案第1号1番、当事者氏名、〇〇〇。筆数、1筆。面積、887平米。申請理由、申請人は申請農地を取得したが、農地としての利用が適していなかったため、植林し山林として利用すべく申請する。摘要、山林。

続きまして、議案第2号2番、譲受人氏名、〇〇〇。筆数、1筆。面積、884平米。申請理由、受人は隣接地を山林として利用する計画であり、申請地も併せて植林し山林として利用すべく申請する。摘要、山林。

利用計画書が出ておりますので読み上げます。

本地利用方法として、山林に本地を改良して、利用します。隣接申請地と合わせて本地に苗木を植えて、山林として生育させます。具体的には、針葉樹及び広葉樹を約5メートル間隔に植栽して行います。転用後に植林を行い、10から20年生育させ、伐採し出荷できるよう考えています。なお管理については、年5度程度間伐をし、適切に管理人として管理する予定です。周辺隣地への対応策として、四方境界より敷地中心に2%の傾斜を行い、雨水を本地内にて浸透処理して使用します。隣地に影響のないように対応していく予定です。

2023年8月5日、〇〇〇。

8月19日に、的場推進委員と共に、申請地の状況等を確認してきました。

現況はトラクターで綺麗に耕うんされていました。4条の申請農地については、平成30年3月に、農地法第3条申請により、農地として取得しましたが、野菜畑として思うように利用できなかったため、圃場申請の農地として合わせて植林の上、山林として利用するとの計画、申請を行ったとのこと。〇〇さんは〇〇〇で、認定農業者の認定を受けている農家であり、あまり事例のない案件であったため、事務局経由で本人に確認をしましたが、今後は山林として利用する意向で相違ないということでした。植林についても、お手元にあります資料の通り、4から5メートル間隔で、クヌギ、スギ、モミの木を植えるとのことでした。申請農地の登記地目は山林、現況地目は畑となっており、今後山林として利用することでやむを得ないと思われま。なお、本地東側には茶畑がありますが、山林として利用するにあたり、茶畑の耕作者、譲渡人、譲受人、3者間で、周辺に影響がないようにする旨の話し合いが済んでいることを聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

先般、8月19日に、担当の野村委員と一緒に現地を確認させていただきました。

周辺農地に支障をきたさない形で、植林し、管理をしていくのであればやむを得ない状況かなと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、申請農地を取得したが農地としての利用が適していなかったため、植林し山林として利用するための許可申請です。

議案第2号の2番は、譲受人は隣接地を山林として利用する計画であり、申請地も併せて植林し山林として利用するための許可申請です。

茂すると、害虫や害獣とかの棲みかになってしまうのではないのかなってという懸念があります。その辺のお話とか聞いていますか。

○事務局

事務局で補足説明させていただきます。

先ほど野村委員さんからもお話ございましたが、今回の山林への転用申請にあたりまして、申請者である〇〇さん、5条の当事者である〇〇さん、東側に茶畑がございますが、その所有者の〇〇さんという方、この3者で今回の植林、木を植えるということについて、事前に話し合いが済んでいるとのことです。植林後の管理についてお話させていただきますが、山林ですので、木が伸びるという管理も含めて、隣接農地の方に迷惑かからない形で考えると説明をいただいております。針葉樹、広葉樹については、茶畑側には落ち葉が落ちるような木は植えない形を計画しており、植林するにあたって定期的に虫だとか、他のところにも迷惑かからない形で管理していくことで確認をしていることを補足させていただきます。以上です。

○議長

よろしいですか。他に何かございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第2号の1番について、ご説明申し上げます。

1番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、100平米。申請理由、受人は、現在隣地

わずかな庭スペースのみであったため、南側農地所有者に相談したところ東側部分のみでかつ農地法の許可のメドが立てばお譲りいただけるとの事での申請となっております。別添図面のとおりに、許可後はウッドデッキや家庭菜園スペース、法面には芝生を張るなどして庭地で利用するとの事で、必要最低限と思われる内容であるため転用はやむを得ないものと思われれますが、ご審議の程宜しく申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

推進委員の的場でございます。

先ほど野村委員の方からご説明があった通り、8月19日に野村委員と一緒に現地に確認をさせていただきました。

申請地周辺は宅地が点在する場所であり、野村委員の説明の通り、転用申請はやむを得ないものかと思われることとっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

事務局から説明をする前に、議案第2号、1番につきましては、A3の縦長の図面が配布されております。こちらの赤枠が、既存の宅地敷地、青枠が転用部分となっておりますので、ご一緒にご覧願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第2号1番については、現在、受人が居住している自宅が手狭となったことから敷地拡張による住宅用地の整備を行うための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種

西武・豊岡（北）地区推進委員の大室です。

8月19日、担当の宮岡委員と一緒に現地を確認いたしました。

申請地周辺は宅地化が進んだ箇所であり、周辺の土地に支障がないと思われることから、宮岡委員の説明の通り、転用申請はやむを得ないものだと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

こちらの議案につきましても、A3の横版の計画図、こちらの方を配布しておりますので、一緒にご覧いただければと思います。

議案第2号3番については、現在、受人は貸家に居住していますが、手狭となったことから自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域（○○○）に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イ（「当該開発行為に係る土地において、市又は隣接する市町の市街化調整区域に20年以上居住する親族を有する者が既存の集落に自己又は自己の親族が所有する土地において行うもの」）に合致し、開発許可相当（同法第29条）と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地購入費、建築費等の経費を、○○○○で賄う計画となっており、○○○○○○が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

して最終的に今般の申請地にすることになりました。

周囲を高さ0.9メートルの鉄筋コンクリート造りの外周壁で囲うとともに、計画地に置く砕石の高さは2メートル。客土の高さは3メートルとしており、流出の恐れはなく、周辺への影響はありません。万が一被害が発生した場合には、責任を持って対処いたします。

令和5年7月3日。株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

19日の日に推進委員の大室さんと、申請地の状況等を確認して参りました。

申請地は案内図の通り、〇〇〇〇〇の南側に位置しております。申請地はここ数年で、自己用住宅や資材置場として、農地転用の許可を受けた箇所北側に位置しており、今回2筆の申請により、市道東側の農地転用はすべて終わる形となります。

申請地南側は、令和5年6月に、同じく資材置場として、農地転用許可申請があった箇所でもあります。また、面積も過大なものとはなっておらず、周辺への影響もない形で施工することなどから、農地転用申請はやむを得ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武・豊岡（北）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

推進委員の大室です。8月19日に担当の宮岡委員と一緒に現地を確認いたしました。

申請地周辺は宅地や雑種地が混在した箇所であり、周辺農地の耕作に支障をきたさない状況であることから、宮岡委員の説明の通り、転用申請はやむを得ないのかと思います。よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号4番につきましても、本日お配りしましたA3の横の資料、土地利用計画図を配布しておりますので、こちらの方も一緒にご覧ください。

議案第2号4番については、建設業を営んでいる受人が、事業拡大に伴い資材置場が不足

す。北側につきましては既存の敷地の関係で、元々広くない2.8メートルぐらいだと思います。そのような形になっておりまして、今回の農地転用の申請につきましては建築物を建てるものではございませんので、後退については求められるものでないので、車の往来は少し難しいところかもしれないのですが、農地転用としては、やむを得ない箇所と思われます。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

転用申請は、ここの畑の事だけの私たちは審査をすれば良いということはわかっているんですけども、少ない件数であっても、ここを通る方たちもいらっしゃいますよね。それとこの隅切りとかあと北側の所は、今後、後退して頂かないと、〇〇〇〇〇〇〇の例じゃないですけど、いろいろ大きな車通る時も、あまり見通しの良い道ではないので、改善していかなきゃいけないのかなと思うので、その辺を考慮していただいて、もう少し安全な道路確保にも、励んでいただきたいなと思います。

○事務局

北側につきましては、非農地のところですので農業委員会からということとはなかなか言いづらいところでもあります。今回のお話を踏まえて市の道路の担当部署の方にも、お話を入れさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

他に何かございませんか。

これ一般に中型とか大型が入る場合は南側の方から。

○農業委員6番（宮岡康光君）

南側から入ってくるんですよね。ただいま河西さんが言われたように、幅は一杯一杯というか、注意して入らないとまずいところ。よくパトロールでは通っていくところですけど、そういうような感じがします。

○農業委員4番（中島伸吉君）

2.8メートルの道路は結構狭いよね。それでここの地域一体が資材置場だとか、もう前も案件出ていて、かなりダンプとか配送車のターミナルとは言わないですけども、かなりの量の大型車が通るはずですよ。となると、2.8メートルっていうのは、かなりきついんじゃないかな。かつ北側の〇〇〇〇〇の前、ここは隅切りありませんよね。

○事務局

そうですね。

○農業委員 6 番（宮岡康光君）

隅切りがあればね、楽に入っていけるんだけど。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

これは図面見ただけでもこれは狭いなど。農地転用としてはOKが出るんでしょうけども、地域環境として如何なものかと。そういう面も踏まえて、考慮して頂けると有難いです。

○事務局

委員さんがおっしゃっていただいた通りの状況だとは思いますが、しかしながら、農業委員会で言えるところ言えないところもあるので、なかなか難しいところだと思います。隣接地が転用した中で、地域環境について苦情とか要望等が出ているということも、現在は聞いてはおりません。ただ、ここで利用方法が変わっていき、住民の方の声が集まってくるとか、そういうことがあれば、道路後退をお願いするとか、対策を市の方でやるのかといったような、動き・対策っていうのは今後出てくるかと思えます。皆さんからいただいた意見の方は、河西の方からお伝えいただいた通り、道路関係や都市整備の部署の方には、情報として伝えておきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長

他に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第 3 号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは 1 番を議題といたします。

担当 7 番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員 7 番（上原和子君）

7番、上原です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,565平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

8月19日に、三木推進委員と一緒に現地確認をしてきました。

〇〇さんは、〇〇〇を中心に〇〇〇、〇〇〇〇に野菜栽培する農家です。耕作は〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇で耕作されております。〇〇〇を数年預かる予定だそうです。

今回の申請地は、秋・冬野菜、ブロッコリーとか、白菜等の利用をする予定だそうです。

〇〇〇並びに〇〇〇で自作、借入地を含め6.1ヘクタール以上耕作しており、また耕運機5台、トラクター1台、軽トラック4台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないと思われます。ただ、他の借入地の近隣への草の迷惑をかけないという条件をつけて欲しいものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

8月19日に上原委員と一緒に現地を確認しました。

今後は野菜畑として利用するとのことで、上原委員の説明の通りではありますが、私も現地を確認しまして、借受人の方、手広くやられている方で、重機とか機械もお持ちで、広げることはすごくいいことだと思います。でも、これまで借受人の方は、別の畑では雑草繁茂したところも見受けられますので、上原委員が言った通りではありますが、少し条件つきとかになるとは思いますけども、しっかりやっていただいた上で、借り受けてもらうのでいいかなと思います。以上であります。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

上原委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は660アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

また、今委員様、推進委員様の方からご指摘いただきました、他の借入地の部分の除草、こちらにつきましては、この申請地とは違う場所ということもありますが、事務局の方から申し入れの方はさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に2番を議題といたしますが、2番及び4番の議題は、借受人が同一の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第3号の2番及び4番を一括議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、8番中村勝雄委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(中村委員 退席)

○議長

それでは担当9番、荻野実委員、説明をお願いします。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第3号2番、並びに4番について、一括してご説明を申し上げます。

2番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、465平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

続きまして4番、同じく借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,593平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

こちらにつきましては、8月22日及び23日に、田中推進委員と個別に耕作状況等の確認をしてきました。

〇〇さんにつきましては、〇〇地区を中心にお茶、野菜栽培をされる認定農業者です。耕作は、〇〇〇〇で行っており、今回の申請地はすべて野菜畑として利用する予定です。

市内で自作、借入地を含め1.8ヘクタール以上の耕作をしており、また農機具も耕運機3台、トラクター1台、茶刈機1台、軽トラック1台などを必要なものを所有しており、今後の耕作についても支障はないかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(田中勲君)

宮寺地区推進委員の田中です。よろしくお願いいたします。

今、荻野委員の方からお話ありましたが、別々になりましたが現地の方の確認をさせていただきました。現在、借入地も含めまして、しっかり畑で使われていると思います。

その後荻野委員の方とですね、確認の日が別々になってしまいましたので、対面及びメッセージの方で、写真等、確認・問合せ等行いまして、問題ないというような形を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の2番は、使用貸借権による利用権の更新の申出と、議案第3号の4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

荻野委員の説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は、205アールであり、その農地をすべて耕作しており、また、農作業従事日数は、150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを報告いたします。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、8番、中村勝雄委員の退席を解除いたします。

(中村委員 着席)

○議長

次に、3番を議題といたします。

それでは担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

続きまして、議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。

借受人、〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、1,310平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

こちらにつきましても、8月22日及び23日に、田中推進委員と個別になりますが、耕作状況等の確認をしてきました。

〇〇さんにつきましては、〇〇地区を中心に野菜栽培をされる基幹農家でございます。耕作は〇〇〇〇で行っており、今回は利用権期間の満了に伴う更新の案件でございます。今回の申請地につきましても、引き続き野菜畑として利用をする予定です。

つきましては、市内で自作、借入地を含め1.8ヘクタールを耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター2台、軽トラック2台などを必要なものを所有しております。今後の耕作には支障はないかと思われまますけれども、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

引き続き田中です。よろしくお願いいたします。

こちらの方も、荻野委員の方と現地調査が別々になってしまいましたので、メッセージのやりとりで意見のすり合わせを行いまして、問題ないという形で意見が一致しましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の3番は、使用貸借権による利用権の更新の申出でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は193アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、齋藤勲推進委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(齋藤推進委員 退席)

○議長

それでは担当5番、清水裕司委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(清水裕司君)

5番、清水です。議案第3号の5番についてご説明を申し上げます。

5番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、3,126平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

8月19日に、〇〇の農地については豊泉推進委員と一緒に、〇〇〇の農地については私が耕作状況を確認して参りました。

〇〇さんは、〇〇〇〇でお茶を栽培する農家です。耕作は〇〇〇〇で耕作されております。

今回の申請地は2筆とも茶畑として利用する予定です。

市内で自作、借入地を含め67アールを耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター1台、軽トラック2台などを使用しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(豊泉隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

ただいま、清水委員さんの方から説明があった通り、特に問題はないと思われまので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の5番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は99アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、齋藤勲推進委員の退席を解除いたします。

(齋藤推進委員 着席)

○議長

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員 5 番（清水裕司君）

5 番、清水です。議案第 4 号 1 番についてご説明申し上げます。

1 番、相続人氏名、〇〇〇〇〇。筆数、3 筆。合計面積、4, 6 2 5 平方メートル。

8 月 2 0 日に、齋藤推進委員と一緒に、現地を確認いたしました。また〇〇さんのご家族からも自宅にてお話を伺って参りました。

〇〇さんは〇〇〇〇〇に農地があり、〇〇〇の農地は野菜畑、〇〇〇の農地は茶畑として適切に利用しております。3 筆とも大変綺麗に耕作されておりました。耕作は〇〇〇〇〇〇が主で行っているとの事で農機具についても、耕運機 1 台、普通トラック 1 台など必要なものを所有しており特に問題は無いかと思います。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡（南）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢・豊岡南地区推進委員の齋藤です。

8 月 2 0 日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。農地は野菜畑並びに茶畑として利用されており、清水委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われまますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第 5 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・受贈者

の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案5号1番について説明します。

1番、受贈者、〇〇〇〇。筆数、16筆。合計面積、15,504平方メートル。

8月19日に三木推進委員と一緒に農地確認を行いました。

8月20日に〇〇〇の農地については、的場推進委員に現地確認をお願いしました。

〇〇さんは令和5年4月に、農地法第3条申請により〇〇〇である〇〇〇さんから農地の贈与を受け、野菜農家として農業経営をしています。耕作について、贈与を受ける前から、〇〇〇と一緒に行っていました。27年以上の農業経験もあり、〇〇〇〇〇〇〇〇を雇用して荷造り、袋詰めをしています。受贈者の住所は〇〇〇となっておりますが、片道1時間かけて農地まで通われているとの事です。農地についてはキャベツ、ブロッコリー、ニンジン、大根、トウモロコシなどが作付けされており、野菜畑として適切に利用されております。また農機具についても、トラクター2台、耕運機2台、軽トラック2台など必要なものを所有しており特に問題は無いかと思えます。

現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、贈与税の納税猶予に関する適格者証明を行うにあたり、特段問題はないと思われそうですが、ご審議くださいますよう宜しくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進の三木です。

8月19日に上原委員と一緒に現地、また自宅を確認してきました。

今までも野菜畑として適正に耕作されており、今後も、耕作される見込みであることから、上原委員のご説明の通りであります。特に問題ないと思われしますので、よろしくお願いたします。

○議長

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

推進委員の的場でございます。

先般、上原委員の方から土地確認の依頼を受けまして、確認をさせていただきました。

別段何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、農業経営を行うものと認められますので、贈与税納税猶予の適用を受けるための適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、「意見伺い」の内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第6号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、4,935平方メートル。生産緑地地区番号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の1番については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い、市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年6月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第6号の1番について、ご説明を申し上げます。

8月20日に、齋藤推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

申請地周辺は宅地化が進んでいました。若干の草はありましたが、農地が宅地に囲まれた状況となっております。市内の農地の現状についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま

す。周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に市街化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡（南）地区推進委員として、補足説明、ご意見ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢、豊岡南地区推進委員の齋藤です。

8月20日、担当の清水委員と一緒に現地を確認いたしました。清水委員の説明のとおり、周りは宅地化が大分進んでおり、変更はやむを得ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんか。はい。

○議長

それでは、農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願ひます。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここでちょっと暫時休憩を挟みますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時35分

(農業振興課職員 入室)

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前10時50分

○議長

続いて、議案第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について、を議題といたします。

初めに、議案の朗読を事務局にお願ひします。

○事務局

議案第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に係る意見について。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、意見を求めるもの。別紙1及び別紙2のとおり。

議案の読み上げにつきましては、以上でございます。

○議長

それでは、農業振興課より説明を願います。

○農業振興課

農業振興課の新と申します。よろしく申し上げます。

それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」改正についてご説明させていただきますと思います。

事前にお配りしております資料1の別紙1、入間市の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の主な改正点。資料別紙2が基本構想見直しの内容対照表。こちらの二つの資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

それでは最初に、別紙1をご覧ください。一番上の部分になりますが1番の改正理由という事です。

今回の改正は、農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたということで、それに伴いまして、埼玉県が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本方針。こちらも法律の改正に基づいて改正されました。市の、今回皆様にお諮りする、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」こちらにつきましても、法律または埼玉県の基本方針に基づいて、改正するというものが今回の改正となります。また、今説明がありましたが基本構想の改正につきましては、農業経営基盤促進法施行規則第二条において、農業委員会並びに農業共同組合の皆様にご意見を聞かなければならない。と、定めておりますので、今回は農業委員会の皆様にご意見を伺うものであります。

それでは、変更点の説明に移らせていただきます。別紙1番の2番からになりますが、基本構想の主な変更点、改正点ということで、今回の改正点は、大きく五つになります。

最初に、(1)番の一つ目。農林水産省の統計データ更新に伴う面積の変更ということですが、農林業センサス等の情報更新に伴います、耕地面積の変更です。別紙2番の2ページ、ご覧ください。2ページの上から2段落目。こちらに、耕地面積が書いてございますが、右側が改正前、左側が改正後となりますが、耕地面積が839ヘクタールから820ヘクタールに変更となります。

続きまして二つ目。(2)番、新規就農者の目標数の変更となりますが、こちらも同じく別紙2の9ページ、10ページをお開きください。9ページをご覧ください。新規就農者の確保の目標数の変更です。入間市では、9ページの上段ですが、一番上の1行目2行目、右側のところ、過去5年間の新規就農者が5人となっていて、今後30年度から6年度の5年間の実績が11人となりました。で、中段から少し下になりますが、今回の5年後の5年間の目標を、13人ということで目標設定をしたということになります。

三つ目になりますが、法改正に伴う農地プラン、利用権設定等促進事業の記載の見直しということで、資料別紙2の26ページ、左の欄、下の(3)からということになりますが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、人農地プランや利用権設定等促進事業の記載の見直しです。地域計画が法定化されたことで、人農地プランに基づく表現から、地域計画の趣旨に即した形に変更しております。26ページの下から5行目、今回も見ていただいているところが記載内容です。地域計画の主な内容につきましては、42、43ページ、こちらに左側の改正後のところではありますが、こちらに記載しております。また、農業の集積集約化の手法から、利用権設定等促進事業が削除されて、中間管理事業に一本化されたため、28ページ、前後して申し訳ないのですが、28ページの右側に、利用権設定等促進事業に関する事項がありましたが、こちらの記載を削除した、ということになります。

ここで、今まで利用権設定ということではいただいていたと思いますが、事業がなくなるには猶予がありまして、この57ページの左側の2番になりますが、利用権設定等の促進事業については令和7年3月31日までに地域計画、その確保はその日までに地域計画で定められており公告の時は地域計画についてはその公告日までということですが、従前の例により新しい農用地利用権集積計画を定めて報告することができるということになっております。

四つ目になりますが、四つ目に関しましては、農業を担う者の確保及び育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項の追加ということになります。こちらに関しましては21ページをご覧ください。農業を担う者の確保及び育成、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項等を追加したものです。これは、国より項目の整理の指示があったことによりまして、21ページに第4ということで、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を記載しております。また24ページには、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項を追加したものです。これらにつきましては、記載項目が整理されたもので、大きく内容が変更になったものではございません。なお、これまで記載のあった記載内容が重複す

る部分、51ページからの右側の改正前の欄になりますが、こちらに同様の内容が記載されておりましたが、記載内容の整備によりましてこちらを削除した、という内容になっております。

最後、五つ目ですが、こちらに関しまして25ページ、真ん中に表がありますが、こちらに記載されている、農用地利用の集積に関する目標の変更ということです。県の基本方針では、効率的かつ安定的な農業経営が、地域における農用地を占める面積のシェアの目標を改正前の50%から、56%に基本方針が引き上げられました。これに関しましては、認定農業者や基本構想の適合者など、担い手が耕作している面積が、耕作面積全体の何%を占めているかを表したもので、県の目標設定は、農地中間管理事業開始した平成26年度から、令和4年度までの状況から設定したということになっております。県の目標に合わせて、入間市の目標も56%ということで、改正をさせていただくものでございます。

以上が主な改正点となります。その他細かなところの文言整理ですとか、条項の番号のずれとかを、改正するものでございます。なお、この改正の内容につきましては、事前にJAいるま野さんの後継者部会の意見をいただいたり、また内容につきましては川越農林振興センター、いるま野農業協同組合に送付し、内容を確認していただいております。

以上です。ご協議よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、ただいま農業振興課から説明がありましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

すいません、もう一度、主な改正点のページをもう1回、1番から5番まで言っていただけるとありがたいのですが。

○農業振興課

わかりました。そうしましたら、一つ目の別紙1の2番に書いてある(1)番、これにつきましては、2ページです。で、(2)番の新規就農者の確保目標等の変更につきましては、9ページです。三つ目、法改正に伴う人農地プランや利用権設定促進事業の記載見直し、こちらにつきましては、26ページ、及び40ページで、あと関連するところで28ページ、57ページというところが削除される場所ですが、関連する場所になります。四つ目、農業を担う者の確保及び育成、農用地効率的かつ総合的な利用、これに関しましては、資料

の21ページ、また24ページになります。最後の五つ目、農用地利用集積に関する目標の変更、こちらにつきましては、25ページ。ページが前後して申し訳ないのですが、ページの番号につきましては以上です。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

ありがとうございます。

○議長

何か他にありますか。

（宮岡幸江委員挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

大分簡潔にわかりやすくされたという、お話でしたのですけれども、削除されているところの方が読みやすいというか、私たちにはわかりやすい書き方かなって思います。なかなか難しい言葉を使ってやってきたのかもしれないですけれども、現場というか委員の方に、もう少し配慮された書き方でもいいのかなって思います。なんかとっても行政らしい行政文書というか、書き換えられちゃって、少し理解しにくい、というのは私だけでしょうかね、そんな気がいたします。

特に私が感じたのは、51ページの5番の、このところが削除されていますけれども、農業従事者の確保及び育成の促進に関する事項というところの、次のページ、52ページに書かれているけれども、「入間市は」から始まって、女性の研修とか育成を積極的に推進するとか、給料とか、教育体制、就農制度の役割分担等についてのこういう本当に細かいことが書かれていて、わかりにくくて、そういうことは読み込みが少ないせいでしょうかね。どんなことか少しわかりやすく以前は書いてあったものが、今すごく整理され過ぎちゃって、わかりにくく思うのですけれども、私ばかりでしょうか。

○農業振興課

この51ページ、削除ということで、それと同じような内容っていうのが、21ページと24ページ。こちらに来たということで、文章的に行政文書というお話はありましたが、ここに関しましては、国から、この二つについて、追加したもので文書という例が示されているところで、それに基づいて書かせていただいておりますので、少し読んでわかりづらいつころがあると思いますが、そのような内容に合わせた書き方をしている状況です。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

もう一つ、ごめんなさい。21ページの続きからいきまして、市が主体となって行う取組の中で、担当窓口というのは農業振興課なのですか。それと協議会がありますと書いてありますが、協議会というのはそもそもあまりピンと来ない言葉な気がします。

もう一つは、この協議会、入間市はいるま農業協同組合とか入間市農業委員会、川越農林振興センター等の、担い手育成総合支援協議会というものは本当に実在するのですか。ここに相談と書いてありますので、今までの実績とか、どういう方たちが相談受けるのかとか、これは本当に動いている協議会なのでしょう。

農業委員会からも出ているのですよね。そしたら会長さんが出られているのですか。

○農業振興課

入間市地域担い手育成総合支援協議会、こちらについてよろしいですか。

こちらは、こういう協議会が設置をされて、新規就農者の実際のサポートとか、就農相談ってというのは、実際には農業振興課が窓口になって、川越農林振興センターとか、県の方と相談しながら、相談された方と協議しながら進めているのが現状で、こちらの地域担い手育成総合支援協議会という設置が当初はありましたが、実際にこの協議会が活動しているかという、活動していない状況です。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

そしたらそういうものこそ、改正のところで問題に挙げるべきことじゃないのかなと思っています。それと今いろんな委員会、市の委員会の中でも、市民にいかにかわりやすく文章を作るかっていうのは、求められていると思うのですけれども、その点、今回は逆になんかすごく削り削って、わかりにくい文章というか、とても難しい文章になっているのではないかなって思います。今回この文章で通すとするなら、今後その点はどのように考えて作られるのでしょうか。

○農業振興課

この基本構想というのが、農業経営基盤強化促進法というものに基づいて定められています。県の基本方針もそこで、内容については定められていて、この内容を定める目標などもその法律の中で、それに基づいてこの基本的な構想ってというのが、第1の促進に関する目標から始まるわけです。ご指摘の通り、内容的には読み込んでいくと、なかなか内容的には難しい内容になっているのですが、どうしても専門的な言葉ですとか、法律に定められているものは入れていく必要があります。また、市が独自で言い回しを変えるというのが可能な

のかどうかどうというのがありますが、今後はご意見を参考にさせていただきまして、そのような形ができるのであれば、検討させて頂ければと思います。

○議長

他に何かご質問ございませんか。はい。

○農業委員6番（宮岡康光君）

2ページ目の中段にありますけど、環境保全型農業っていうのは具体的にはどういうふうなことを言っているんですか。わかりやすく教えていただきたい。

○農業振興課

農業振興課の長谷川です。

環境保全型農業というのは、国の方が推進しているもので補助金が出るものがありまして、市内ですと有機農業に取り組んでいる方ですとか、堆肥を利用して化学農薬を低減した取り組み等に、補助金が出るようなことがありまして、そういった環境対策にもなるようなものを環境保全型農業としております。

○農業委員6番（宮岡康光君）

今実際にはそういうふうな方は増えてるんですか。

○農業振興課

現在、市内で補助金をもらっている方は4人いまして、グループを作って、そのグループで入間狭山地域環境保全型農業研究会というグループを作って、その補助金を受け取っています。増えているかという質問につきましては、今年度からは4人になりまして、昨年度までは3人でしたので少し増えております。

○農業委員6番（宮岡康光君）

具体的にはどこの地域でそういう方おられるんですか。

○農業振興課

地区ですと〇〇ですとか、〇〇〇〇、〇〇〇になります。

○議長

他にございませんか。

（宮岡幸江委員挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

度々すみません。今の続きで環境保全型農業ですけれども、あまりこう浸透していないの

かなってという気がします。市としては進めていくとか、増やしていくとかそういう言葉が構想には入っていない気がするのですが、やっぱり環境保全型農業ってというのは、農業者にしても大変な農業だと思うんですけども、そこら辺をもう少し市として、方向性としたらどういう風に考えてられるのか。

○農業振興課

今ご指摘あった環境保全型農業ということですが、国の方の政策とか、そういうところでの環境保全型農業を推進するというので、いろんな支援の方法がありますので、市としても、そういう有機栽培とか、市民の関心の高まりもありますので、市としては進めていきたいと考えております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

市として進めていきたいというのが、補助金とかの対応でのやり方になりますか。

○農業振興課

そうですね。今のところはそういう形で、補助金ですとかそういうのを活用しながら、そういう方を支援できればと考えております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

そういう農業者がいるっていうことのアピールを広めるためには、いろんなまた消費者の意識の改革みたいなことがあると思うのですけれども、そのPRの仕方とか、今こういう方たちがいるよっていうことは、ここにいる私たち委員も知らない状況なので、そこら辺はどうお考えですか。

○農業振興課

そうですね、今までこちらとして、例えば特集を組んでということや野菜の販売会ですとか、やってきているところありますが、その環境保全という部分に大きく見出しを作って、PRということはそんなにはされていないと思いますので、チラシですとかそういうところで、ホームページも含めてですけど、PRの機会があればしていきたいと思います。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

ありがとうございます。

○議長

よろしいですか。はい。他にございませんか。

○農業委員 9 番（荻野実君）

新任で勉強不足で大変申し訳ないのですが、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想というのは、農業行政の中のどのような位置付けにある構想なのか。なんかこう図式にさせていただいたりすると、位置付けがより明確になるのかなと思います。あと、付議議案についてとありますが、この変更に係る個別の内容っていうのは、しっかり読み込まないとわからないのですが、ここで農業委員会から出した変更に係る意見については、この後どのような流れになるのかということ。もう一つは、実行計画の構想はあるんですけども、実行計画的なところを今後作る予定があるのかなのか、3点ばかり伺いたいのですが。

○農業振興課

すみません、少し整理させていただきますが、まず1点目ですが、農業経営基盤強化促進法。今回の基本構想が法律に基づくどんな位置か、図で示して欲しいということでよろしかったでしょうか。

今日は示すことできませんが、次回構想改正するというのであれば、わかりやすい形で、法律に基づく県の基本方針、その下に市の基本構想があって、全体の位置付け等を説明させていただければと思います。

2点目の農業委員会の意見をどのような形で反映させるのか。これは今回ご意見をいただいた内容はその後、今回のこの基本的な構想につきましては、県の方へ協議に出すこととなりますが、その時点で意見をできるものは取り入れて進めていきたいと考えています。

あと3点目の実行計画ということですが、今のところ作成予定はございません。

○農業委員9番（荻野実君）

はい、ありがとうございます。

○議長

よろしいですか。他に何かございませんか。

それではよろしいですかね。他に意見等ないようでしたら、皆様からのご意見をいただいた内容を事務局にまとめていただき、確認したいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

暫時休憩、よろしいですか。

○議長

はい。

○事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。

いただきましたご意見の方を、ある程度要約しますと、市民にもわかりやすいような計画にして欲しい、基本構想の全体図がわかったほうがいいのではないかと、農業委員会での意見がどういう風に反映するのか、また、実行計画とかもあった方がいいのでは、このようなことだと思います。この辺りは、農業振興課の方である程度改善を検討してみますとか、提供できるところは対応する回答はいただきましたが、皆さんからいただきました意見の方は、協議意見につけて、回答という形を取らせていただければと思います。

事務局の方からは以上でございます。

○議長

それでは農業委員会としては、ただいま事務局が取りまとめた意見を付して、回答することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、ただいま取りまとめた意見を付して、回答することと決定いたしました。

(農業振興課職員 退室)

引き続きまして、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

はじめに議案を朗読させていただきます。

協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について。別紙3のとおり。

別紙3については、冒頭部分を一部、省略し読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、

下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

それでは説明させていただきます。

本案件の決議を行うに至った経緯は、数年前に他県等で、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が多数発生したことから、全国農業会議所より、農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り、農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負う立場から、各農業委員会が自覚し、再発防止に努めるよう、各農業委員会の議事で、本案件に関して決議を行うよう依頼がありました。

これを受け、本案件の申し合せ決議は、埼玉県農業会議から年1回、決議等の取組みを行うようにとの依頼もあり、改選後の今回の総会において改めて決議を行う必要があることから、協議案件として、提案させていただきました。

つきましては、入間市農業委員会として、別紙3の、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、決議するか否かを、ご協議をいただきたく、お願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。本件について、農業委員会の申し合わせ決議事項として、決議することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

異議なしの声がありました。

ご異議ないものと認め、農業委員会の申し合わせ決議事項として、決議することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については 4件、同法第4条第1項第7号の規定に

よる農地転用届出については 1 件、同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については 3 件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号及び第 3 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 53 分